

至学館大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準

(趣 旨)

第1条 至学館大学および至学館大学短期大学部（以下、「本学」という。）における建築工事、物品の購入および製造その他の契約（以下、「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この基準において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止および随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 理事長は、本学と購入等契約を締結した者および契約の申し込みを行おうとする者（以下、「業者」という。）が、別表「取引停止の措置基準」（以下、「別表」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各項およびこの基準の定めるところにより当該業者との購入等契約に係る取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって取引停止期間とする。

② 業者が取引停止の期間中または当該期間の終了後3ヵ年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期については、別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

③ 理事長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者との取引停止を解除するものとする。

④ 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない場合であって、かつ当該取引停止期間中に購入契約の成果を得なければ教育研究上重大な支障をおよぼすなど特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 理事長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、または見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 理事長は、取引停止の期間中の業者が本学の購入等契約に係る製造等の全部または一部の下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではないものとする。

(警告または注意の喚起)

第7条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うものとする。

(その他)

第8条 この基準の運用等必要な事項については、別に定める。

(基準の改廃)

第9条 この取扱基準の改正または廃止は理事長がこれを行う。

附 則

この基準は、平成20年3月1日付けで制定し、同日より実施する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日より施行する。 (名称、趣旨の項の改正)

別 表「取引停止の措置基準」(第3条・第4条関係)

措置要件	期 間
(虚偽記載)	
1 競争または随意による購入等契約に参加するため提出した一般競争(指名競争)参加資格審査申請書等に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
(契約違反)	
2 購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、本学の教育研究に支障をきたすこととなった場合(違反に伴う損害賠償金を納付した場合を除く)。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内
(贈 賄)	
3 次の(ア)、(イ)または(ウ)に掲げる者が本学の役員および職員に対して行った贈賄が発覚したとき。	認定をした日から
(ア) 業者である個人または業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下、「代表役員等」という。)	4ヵ月以上12ヵ月以内
(イ) 業者の役員またはその支店若しくは営業所を代表する者で、(ア)に掲げる者以外の者(以下、「一般役員等」という。)	3ヵ月以上9ヵ月以内
(ウ) 業者の使用人で(イ)に掲げる者以外の者(以下、「使用人」という。)	2ヵ月以上6ヵ月以内
3-2 次の(ア)、(イ)または(ウ)に掲げる者が国、公社、公団	認定をした日から
および地方公共団体等(以下、「公共機関」という。)の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき	
(ア) 代表役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
(イ) 一般役員等	2ヵ月以上6ヵ月以内
(ウ) 使用人	1ヵ月以上3ヵ月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭	当該認定をした日から

<p>和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。) 第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>3 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>
<p>4 - 2 公共機関発注の購入等契約に関し、独占禁止法第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>2 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>
<p>(談 合) 5 3 の(ア)、(イ)または(ウ)が本学発注の契約において行った競争入札妨害または談合が発覚したとき。</p>	<p>認定をした日から 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内</p>
<p>5 - 2 3 の(ア)、(イ)または(ウ)が公共機関発注契約において行った談合が発覚したとき。</p>	<p>2 ヶ月以上 12 ヶ月以内</p>
<p>(不正または不誠実な行為) 6 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>
<p>6 - 2 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁固以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>